

尾上 祐一郎に対する行政処分の概要

1 名宛人

尾上 祐一郎（おのうえ ゆういちろう）（以下「尾上」という。）

2 処分の内容

尾上は、令和3年3月24日から同年6月23日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- （3）訪問購入に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社APC（以下「APC」という。）に対し、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、同社が行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）尾上は、APCの役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。